

**総務大臣と地方六団体会合資料**

**今後の地方財政のあり方等について**

平成 17 年 4 月 18 日  
地 方 六 団 体

三位一体の改革については、税源移譲に係る国庫補助負担金改革、政府・与党合意で今秋までに結論を得るとされている義務教育費国庫負担金や生活保護費負担金等の課題に対し、地方六団体の意見が反映されるよう国と地方における協議を進める必要がある。

このため、「地方財政に関する総務大臣と地方六団体の会合」においては、地方財政計画及び地方交付税等の制度改善はもとより、国と地方の税財源配分の抜本的な改革を目指し、今後、この会合を定期的に関催し意見交換することにより、具体的に実が得られる協議としたいと考えている。

については、今後協議すべき事項について、次のとおり地方六団体の考えを示すので、あらためて確認されたい。

なお、地方分権を推進するためには、地方六団体が求める第 2 期改革を「基本方針 2005」に明示するなど政府の方針を明らかにして行くべきであり、継続される「国と地方の協議の場」において、このことを強く求めていくことを申し添える。

記

**1 三位一体の改革の基本的な進め方**

- ( 1 ) 平成 18 年度までの第 1 期改革で概ね 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
- ( 2 ) 国庫補助負担金改革は、地方の改革案に沿い実現すること。
- ( 3 ) 平成 18 年度以降の地方交付税総額を確実に確保すること。
- ( 4 ) 国の財政再建のための単なる地方への負担転嫁には、断固反対していくこと。
- ( 5 ) 地方の改革案は、平成 19 年度以降の第 2 期改革までの全体像を示しているものであり、第 2 期改革が不可欠であるので、その必要性を「基本方針 2005」に明示し、政府の方針を明らかにすること。

- (6) 地方分権推進のための三位一体の改革については、地方案に沿った改革を実現するとともに、第2期改革に向け、「国と地方の協議の場」の定例化、制度化を図ること。

## 2 地方交付税、地方財政計画について

### (1) 地方交付税総額の確保

平成18年度の地方交付税総額については、地方団体の財政運営に支障が生じないよう平成17年度以上の額を確保すること。

【背景・理由】

平成17年度の地方交付税総額（出口ベース）は、前年度並みに確保されたところであるが、大幅な削減がされた平成16年度の水準である。

現下の地方財政は、多大の借入金残高を抱え、過去、国による景気対策や政策誘導型の単独事業などに伴い発行した地方債が元利償還金のピークを迎えている。後年度に地方交付税で措置すると約束したものについては、確実に履行する必要がある。こうした事情を踏まえ、地方団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税総額を確保すべきである。

### (2) 財源調整、財源保障機能の強化

- ・ 税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い地方団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要がある。このため、地方財政全体としても、個別の地方団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

【背景・理由】

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行う必要がある。

- ・ 地方交付税については、政策誘導的な部分を縮小し、財源調整機能及び財源保障機能という地方交付税のあるべき機能を中心とした制度とすること。

【背景・理由】

地方交付税が景気対策など国の政策の誘導に利用されてきたことが、地方の多額の赤字を抱える要因の一つとなった過去の経緯を踏まえ、今後の国の政策誘導の手段として用いることは順次縮小し、併せて、新たにこうした制度を設けたり、拡大したりしないこと。

### (3) 地方交付税・地方財政計画の透明化と地方の意見の反映

- ・ 地方交付税算定の透明化を図り、各団体毎の地方交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に具体的な情報を提供すること。

【背景・理由】

個々の地方団体の地方交付税の見積りや予算編成等の円滑化に資するため。

- ・ **地方財政計画に関する情報について、早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め、地方の意見を反映する仕組みの具体化を図ること。**

【背景・理由】

地方議会における予算審議に配慮するなど、可能な限り早期に情報提供を行うとともに、積算根拠のより具体的な情報提供により、内容の点検・検証ができるようにする。

**(4) 地方財政計画における決算乖離の同時一体の是正**

**地方財政計画と決算との乖離に関し、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。**

【背景・理由】

平成17年度は投資的経費と経常的経費の規模是正が一部図られたが、不十分な状況である。

**(5) 予見可能な中期地方財政ビジョンの早期策定**

**「中期地方財政ビジョン」について、地方六団体の参画を得て策定すること。また、策定に向けてのタイムスケジュールを早期に提示すること。**

【背景・理由】

地方団体が計画的な行財政運営を行うためには、地方財源の安定的確保とともに、地方財政に関する予見可能性を向上させることが重要である。

タイムスケジュールを早期に提示することにより、ビジョン策定に向けて、国と地方の役割分担の明確化やあるべき行政サービス水準について双方で検討し、ビジョンへの反映を図る。

**(6) 地方交付税の法定率分の再セット**

- ・ **毎年の財源不足の補てんについて、原理原則に立ち返り地方交付税の法定率分の再セット（引き上げ）で対応することを基本とすること。**

【背景・理由】

地方交付税の総額は、国税5税の一定割合の合算額であり、本来、地方の固有の財源であるので、国の歳出削減と同列に扱われるべきでなく、毎年の財源不足の補てんは、地方交付税の法定率分の再セット（引き上げ）で対応すべきである。

- ・ **本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税率の引き上げ等の措置を実施すること。**

【背景・理由】

現在、暫定的に措置されている所得譲与税は、地方交付税の原資である所得税の一部を財源としている。本格的な税源移譲の際、地方交付税率の引上げ等の措置を講じなければ、所得税の減による地方交付税の原資が減少する。

### 3 地方税について

- (1) 概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実施するとともに、その制度の姿を早期に明らかにすること。税源移譲の基本とされている個人住民税(所得割)の税率の10%比例税率(フラット)化に際しては、適切な負担調整措置を実施すること。

【背景・理由】

税源移譲は増税目的でないことから、個々の住民レベルにおいて、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を実施する必要がある。

- (2) 定率減税の縮小による個人住民税の増収分は、三位一体の改革による税源移譲額に含めることがあってはならないこと。

【背景・理由】

個人所得課税の定率減税の縮小が行われた場合、個人住民税が増収となるが、この増収分は、まず減税補てん債を廃止するなど補てん措置の解消に充当すべきで、三位一体の改革による税源移譲額に含めることがあってはならない。

### 4 国庫補助負担金改革について

- (1) 国庫補助負担金改革については、地方の改革案に沿って税源移譲につながる改革とするとともに、国庫補助負担事業の相当程度の廃止数を確保する必要があること。

【背景・理由】

今回の改革では、地方の改革案から除外していた国民健康保険の交付金が対象となるなど、それにより国庫補助負担金の廃止数が、地方六団体の改革案に比べ著しく少ないものとなる。このため、地方の改革案に沿った改革を実現する必要がある。

- (2) 廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅等の施設整備に係る国庫補助負担金については、交付金化されたものも含め、地方の改革案に沿って廃止、税源移譲の対象とすること。

【背景・理由】

廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅等の施設整備に係る国庫補助負担金については、平成17年度は税源移譲の対象とされず、一部交付金化され、政府・与党合意では「公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱いについては、17年中に検討を行い、結論を得る」とされている。地方の改革案では、「施設整備に係る国庫補助負担金については、地方債

と地方交付税措置の組み合わせにより万全の措置を講じること」を前提に、廃止・税源移譲するよう提案している。これら施設整備費の取扱いについては、交付金化されたものも含め、地方の提案に沿って税源移譲の対象とすること。

## 5 義務教育のあり方について

中央教育審議会義務教育特別部会において、地方交付税等の財源措置への不信感を主張する意見が多いため、地方の代表者から、国や地方の財政制度を所管する財務省及び総務省の説明を同部会において行うよう要請したところであるので、適切な対応を求める。

既に内閣官房長官には申し入れしているが、義務教育国庫負担金の費用負担のあり方の結論については、地方六団体が改革案を提出した経緯を踏まえ、最終的には「国と地方の協議の場」で決定すべきものであること。

### 【背景・理由】

地方六団体は、地方の教育行政において大きな責任を担う立場から、中央教育審議会義務教育特別部会に代表者3名を参加させ、義務教育のあり方についての地方六団体の考え方に理解を得るよう努めている。しかし、同審議会においては、地方財政計画や地方交付税制度の仕組みを十分理解されず、財源措置への不信感や将来の地方財政の不安を主張する意見が多くある。このため、地方の代表者から国や地方の財政制度を所管する財務省及び総務省の説明を同部会において行うよう要請し、適切な対応を求めている。

## 6 国民健康保険財政に対する都道府県負担の導入について

国民健康保険の都道府県負担の導入については、3月30日に全国知事会として、基本的な考え方について厚生労働大臣に申し入れたので、今後制定される政令やガイドラインはもちろんのこと、医療保険制度の抜本的改革などにおいて、地方の意見を反映すること。

### 【背景・理由】

国民健康保険については、地方六団体の改革案で除外していたにもかかわらず、地方への権限移譲を前提に都道府県負担が導入され、都道府県調整交付金制度が設けられた。

この3月30日に全国知事会としては、基本的な考え方（都道府県調整交付金の交付に関するガイドライン作成にあたって、地方の意見を十分尊重するとともに、都道府県の裁量が阻害されることがないことなど）について厚生労働大臣に申し入れた。

## **7 生活保護費負担金等に関する協議機関について**

**生活保護費の国庫負担率引き下げは断じて認めない。**

**生活保護費負担金等に関する国と地方の協議機関への参加要請については、国庫負担率の引き下げを前提とするのではなく、生活保護制度や児童扶養手当制度のあり方について幅広く議論を行うことを前提に、参加することを決定したものである。**

**【背景・理由】**

生活保護費負担金等については、政府・与党合意で一方向的に「地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行うこと」とされたため、地方六団体としては、昨年12月24日の第8回「国と地方の協議の場」において、「国の法定受託事務の補助率引き下げは断じて許されず、これを前提とするような協議には応じられないこと」、「現行の生活保護費の国庫負担率（四分の三）は、平成元年の法律案の国会審議において、恒久化するということで可決成立しているものであること」を申し入れた。

生活保護費負担金等に関する国と地方の協議機関の設置要請については、厚生労働省から、国庫負担率の引下げを前提とするのではなく、衆議院本会議での内閣総理大臣答弁にあるように、生活保護制度や児童扶養手当制度のあり方について幅広く議論を行うことを前提に設置したいとの回答があったので、地方六団体代表者会議で協議を行い、参加することを決定した。

## **8 行財政改革の推進について**

**（1）納税者である住民の信頼に応えるべく、地方公務員の定員管理の適正化や給与制度の見直し等、地方の行政改革について、より一層徹底した行財政の効率化に取り組んでいく決意である。**

**【背景・理由】**

国、地方を通じた厳しい財政状況にあって、多くの地方公共団体では、給与のカット、定員削減、民間委託の推進など、可能な限りの改革に取り組んでいる。しかしながら、一部の地方公共団体において、納税者から批判を受ける職員処遇が明らかになり、それが地方全体への不信となっている。

先般、国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が通知されたが、地方公務員の定員管理の適正化や給与制度の見直し等、地方の行政改革については、より一層の取り組みを行う決意である。

**（2）行財政改革については、国・地方を通じた改革が必要であるが、国の改革はほとんど進んでいない。国は、国庫補助負担金改革を進め、定員削減を含めた国家公務員の配置の見直し、国の事務の抜本的見直しなど、国の行財政改革を徹底、推進すること。**

**【背景・理由】**

国家公務員の定員削減に関しては、独立行政法人化による削減を除外すれば、純粋な定員削減は地方公務員に比して大きく下回っている。

今回の三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の廃止、税源移譲に伴い、各省庁は膨大な事務処理が不要となり、これに当たっている国家公務員の大幅な削減が可能となる。

## **9 総務大臣・六団体会合について**

- (1) 総務大臣・六団体会合については、地方財政計画や地方交付税改革等について、地方の意見を反映させるために非常に重要なものと考えており、今後、これを定期的を開催し、実績を積み上げ、制度化させていきたい。
- (2) 骨太の方針や国の概算要求、予算案の決定等の日程をにらみつつ、あらかじめ開催スケジュールを明らかにしていくことを提案する。